

農業委員会だより

うわじま

— 第 3 9 号 —
令和 7 年 1 1 月

だるま夕日と灯台
吉田町法花津

農地パトロール（利用状況調査）を行いました

農地パトロールとは・・・

「農業委員会は、毎年 1 回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行わなければならない（農地法第30条第 1 項）」とあることから、宇和島市農業委員会では、7 月から 8 月にかけて関係機関協力のもと、農地の有効利用や遊休農地解消を進める為、宇和島市内の農地について農地パトロール（利用状況調査）を行っています。

農地パトロールでは、農作物の作付けがされておらず維持管理がされていない農地で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れのある農地を重点的に点検します。



農地の所有者の方へ

農地の所有者や耕作者は「農地の農業上の適正かつ有効的な利用を確保するようにしなければならない（農地法第 2 条の 2）」と明記されています。農地が荒れてしまうと、鳥獣害、ゴミの不法投棄、火災の発生原因になるなど、近接の農地や周辺住民の生活環境へ悪影響を及ぼすおそれがあります。除草、病虫害防除など、農地の適切な管理をお願いします。

令和 6 年宇和島市農地賃借料情報、農地関係事務処理実績報告・・・・・・・・・・ 1
新任委員の御紹介、担当地区変更、総会開催日程について、農林課からのお知らせ・・・ 2
農業者年金、全国農業新聞購読その他お知らせ・・・・・・・・・・・・・ 3

目

次

□■編集・発行■□

〒798-8601 宇和島市曙町 1 番地 宇和島市農業委員会事務局

TEL 0895-49-7036 E-mail: nogyo@city.uwajima.lg.jp

農業委員会ホームページ URL <https://www.city.uwajima.ehime.jp/>



宇和島市農地賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。

1 田（水稻）の部					額の単位：円
締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
旧宇和島市	基盤整備地域	9,150	10,300	8,000	2
	未整備地域	—	—	—	—
旧吉田町	基盤整備地域	8,800	10,300	5,200	21
	未整備地域	—	—	—	—
旧三間町	基盤整備地域	8,400	17,600	2,100	172
	未整備地域	—	—	—	—
旧津島町	基盤整備地域	7,500	11,500	4,900	26
	未整備地域	7,000	10,300	4,500	28
（参考）宇和島市平均		8,200			249
2 畑（樹園地・柑橘）の部					
締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額	データ
旧宇和島市全域		9,500	11,000	2,900	39
旧吉田町全域		8,500	20,200	1,300	122
旧三間町全域		2,700	2,700	2,700	9
旧津島町全域		8,100	11,700	900	12
（参考）宇和島市平均		8,400			182
3 畑（普通畑）の部					
締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額	データ
旧宇和島市全域		17,200	17,200	17,200	1
旧吉田町全域		10,700	10,700	10,700	8
旧三間町全域		13,600	31,500	4,200	10
旧津島町全域		27,400	34,900	5,000	4
（参考）宇和島市平均		15,100			23

※1 データは集計に用いた筆数である。

※2 賃借料を物納支給（玄米）としている場合は、60kg当たり10,300円に換算している。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

※4 宇和島市平均は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値である。

令和6年 農地関係事務処理実績報告

(1)農地法第3条許可申請

区分	筆数（筆）			面積（a）※1		
	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地
所有権移転	41	139	145	298	589	905
賃借権設定	3	23	214	25	378	1,780
合計	44	162	359	323	967	2,685

※1 小数点以下四捨五入
1 a = 100m²

(2)農業経営基盤強化促進法による権利の設定または移転

区分	筆数（筆）			面積（a）※1		
	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地
所有権移転	4	0	127	45	0	711
賃借権設定	287	67	241	3,626	535	2,215
合計	291	67	368	3,671	535	2,926

(3)農地法第4条許可申請

区分	件数（件）	面積（a）※1
住宅	4	13
駐車場	1	1
農業用倉庫	1	5
資材置場	1	4
その他	2	1
合計	9	24

(4)農地法第5条許可申請

区分	件数（件）	面積（a）※1
住宅	13	45
太陽光発電用地	1	8
農業用倉庫	0	0
駐車場	2	9
資材置場	3	11
工場用地	0	0
その他	11	84
合計	30	157

新任農地利用最適化推進委員の御紹介

令和7年7月31日付辞任により1名欠員となっておりました「農地利用最適化推進委員」について、宇和島市農業委員会9月定例総会において、新しく伊藤健二氏が委嘱されました。任期は、令和8年10月31日までとなっております。

また、これに伴い、吉田地区における農業委員、農地利用最適化推進委員の担当地区を以下のとおり変更いたしました。

氏 名	担当地区（赤字部分が変更）
加賀山 洋介	深浦(上・下)・池の浦・宮の浦(西・東)・和田・浜
伊藤 健二	奥白井谷
谷本 宏明	寺家郷蔵・白井谷・奥白井谷・中組・荒巻・柏木・東八反代



伊藤 健二
農地利用最適化推進委員

よろしく
お願いします！

農業委員会定例総会の日程について

令和8年4月から、宇和島市農業委員会の定例総会の開催日を
毎月5日（閉庁日の場合は翌平日）に変更いたします。

また、申請書の締切りは毎月15日（閉庁日の場合は前日）から変更ありません。1年間の日程の詳細は宇和島市HPにも掲載しております。

農林課からのお知らせ

南予の柑橘農業システムを次世代に繋いでいくために世界農業遺産（国際連合食料農業機関(FAO)が認定）を目指します！

愛媛県南予地域農業遺産推進協議会（副会長：宇和島市長）は、令和8年度の世界認定申請に向けて準備を進めています。世界農業遺産への認定に向けた活動並びに認定後の保全活動を推進していくことで、本システムの維持・発展と地域の活性化を図ります。



「愛媛・南予の柑橘農業システム」は、リアス式海岸の急傾斜に柑橘園地が広がるなどの特異な地形条件を克服するために、長い年月をかけて独自の工夫やノウハウを蓄積し、高品質・多種多様な柑橘農業を実現するとともに、様々な環境変化に的確に対応できる独自の仕組みやストックが存在しています。日本農業遺産には平成31年2月15日に認定されました。



知って得する農業者年金

農業者の方は、国民年金に上乗せの公的年金「農業者年金」で、安心して豊かな老後を！

農業者年金の特徴

1. 農業者年金の加入資格

- ・年間60日以上農業に従事する方
- ・国民年金第1号保険者
(保険料納付免除者を除く)
- ・20歳以上60歳未満の方

2. 年金の種類

- ・農業者年金に加入する場合、
2つの種類があります。
- ・通常加入・・・国庫補助無
- ・政策支援加入・・・国庫補助有
※政策支援には加入要件があります。

3. 加入と脱退

- ・加入と脱退は任意です。
- ・脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

4. 国民年金付加年金への加入

- ・国民年金に加え、月額400円の付加保険料の納付が必要となります。

農業者年金のメリット

《メリット1》

- ・「積立方式・確定拠出型」で
少子高齢化に強い年金です。

《メリット2》

- ・保険料は月額2万円（35歳未満で
政策支援加入の対象とならない方
は1万円）から、6万7千円の間
で、千円単位で自由に選べます。

《メリット3》

- ・納付した保険料は全額、社会保険
料控除の対象となり、税制面での
優遇措置が大きいです。

《メリット4》

- ・一定の要件を満たす農業者には、
保険料の国庫補助があります。

《メリット5》

- ・80歳前に亡くなった場合は一時金
を遺族へ支給します（終身年金）。

お問合せ先

宇和島市農業委員会事務局（TEL：0895-49-7036）

農業者年金基金専門相談員（TEL：03-3502-3199）

（独）農業者年金基金HP



全国農業新聞の5つの特徴

- ①充実した農政解説とコンパクトなニュース
- ②「担い手」の経営改善に役立つ情報の発信
- ③地域作りのヒント・事例も盛りだくさん！
- ④食や健康など暮らしに関する話題が豊富
- ⑤1ヶ月700円と購読料負担が少ない！

※R8.4.1～900円に変更されます

購読、見本紙のお申込み、お問合せは
『宇和島市農業委員会事務局』まで
Tel：0895-49-7036



購読料

1ヶ月

1年間

700円

8,400円

(税込)